

別紙 1

「三重県農業の将来を考える懇話会」会議運営等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「三重県農業の将来を考える懇話会」会議運営等業務委託

2 委託業務の目的

本県の農業を取り巻く環境は、人口減少や高齢化による農業の担い手の減少、夏季の高温など気候変動による安定生産への影響拡大、国際情勢の不安定化等に伴う資材高騰、国内人口減少によるマーケットの縮小など大きく変化している。こうした状況をふまえ、将来を見据えた本県の農業振興を考えていくうえで、新たに進めるべき方向性や必要な取組について調査するため、令和7年度に「三重県農業の将来を考える懇話会」を立ち上げ、「三重の未来農業ビジョン(仮称)」の策定に向け、調査・検討を行っている。なお、令和8年度においては、農業全体を議論する全体会議(以下「本会議」という。)を3回、稲作について議論する稲作部会を3回、野菜生産について議論する園芸(野菜)部会を2回開催し、うち1回は現地調査を行う予定である。

本業務は、同懇話会が円滑かつ効率・効果的に実施されるよう、会議の運営支援や必要となる情報の収集、会議での意見や提案の取りまとめ、稲作についての「三重の未来農業ビジョン(仮称)」(案)(以下「ビジョン」という。)の作成等の業務を委託するものである。

3 契約条件

(1) 契約期間

契約の日から令和9年3月26日(金)まで

(2) 成果品

業務完了報告書 1部

・ A4判両面印刷製本 3部

・ 同内容の電子データ(Word、Excel、PowerPoint等) 一式

※本業務において、収集、作成した資料等のデータについては、随時、県へ提供すること

(3) 成果品の提出期限

令和9年3月26日(金)

4 委託業務の内容

(1) 会議等の運営支援

学識経験者や県内外で特色ある農業を営む農業者、食品流通や観光関係事業者、輸出関係事業者等を構成委員とする「三重県農業の将来を考える懇話会」を委託期間内に本会議3回、稲作部会3回、園芸(野菜)部会2回、計8回程度開催する予定(うち1回は現地調査の予定)である。各会議において、協議事項に基づき、さまざまな観点から検討がなされるよう、これに出席し、以下のような運営支援を行う。(「三重県農業の将来を考える懇話会」の概要は別紙2参照)

- ①会議開催に向けた調整（会場については三重県と協議のこと）
 - ・会議室の確保
 - ・委員への開催案内の送付および出欠確認※委員等への謝金および会場までの旅費は、三重県の規定に基づき、三重県が支払う
- ②会議開催に向けた事前準備
 - ・三重県との打合せ（毎会議前を想定、オンライン可）
 - ・当日の出席者名簿、配席図の作成（ロの字型を想定）
 - ・会議に必要な備品等準備（マイク・スピーカー、オンラインシステム一式等）
- ③配布資料等の作成および配布
 - ・協議事項に基づいた会議資料の作成・印刷（事前に送付）※会議資料は三重県と協議のうえ作成すること
- ④会議会場設営
 - ・ネームプレートの作成・設置
 - ・マイクおよびスピーカーの設置・調整
 - ・オンラインにより出席する場合のシステム等の調整
 - ・その他必要な備品の準備
- ⑤当日運營業務
 - ・会場入口等に案内の掲示、もしくは人員の配置
 - ・受付の設置、委員等の受付、席の案内
 - ・写真撮影
 - ・会議後開催される報道機関へのブリーフィングに使用する概要資料の作成
- ⑥事後対応
 - ・会議録の作成および提出（概要版、詳細版）
 - 概要版：委員等の意見や提案等を集約し整理したもの（会議開催後3営業日以内）
 - 詳細版：発言者の入った会議録（会議開催後10営業日以内）

（2）現地調査の運営

- ①現地調査開催に向けた調整（調査先は三重県と協議のこと）
 - ・委員等出席者の日程調整
 - ・調査先の選定および調整
 - ・現地での移動手段の確保、会議会場の確保、宿泊を伴う場合は宿泊地の確保
 - ・委員への開催案内の送付および出欠確認※委員等への謝金および旅費（現地調査へ参加するための往復旅費）は、三重県の規定に基づき、三重県が支払う
- ②現地調査開催に向けた事前準備
 - ・三重県との打ち合わせ（現地調査前を想定、オンライン可）
 - ・当日の出席者名簿の作成
 - ・現地調査の行程作成、会議配席図の作成
 - ・現地調査に必要な備品等準備

③配布資料等の作成および配布

- ・協議事項に基づいた会議資料の作成・印刷（事前に送付）
- ※会議資料は三重県と協議のうえ作成すること

④当日運營業務

- ・現地調査の行程管理・対応
- ・出席者の誘導
- ・写真撮影

⑤会議会場設営

- ・ネームプレートの作成・設置
- ・マイクおよびスピーカーの設置・調整
- ・オンラインにより出席する場合のシステム等の調整
- ・その他必要な備品の準備

⑥事後対応

- ・調査報告書の作成および提出（概要版、詳細版）
概要版：各調査先の調査内容、会議での委員の意見等を集約し整理したものの（現地調査後 3 営業日以内）
詳細版：写真の入った調査報告書（現地調査後 10 営業日以内）

【現地調査の想定】

- 場所：九州
- 日数：2泊3日（視察先3～4か所程度）
- 人数：本会議・部会委員18名、委託事業者3名、三重県4名
- 調査内容：
 - ・高温への対策や農地の集積・集約化など生産力強化の取組、ブランド化や輸出拡大など販路拡大の取組等を調査内容とすること
 - ・稲作についてのビジョン作成に向け、平地と中山間地それぞれの調査を行うこと
 - ・協議を効果的に進めるため、多くの委員が参加可能な日程等の調整を行うこと
 - ・三重県と協議のうえ、場所や日数等を変更できるものとする

（3）情報収集および課題整理

- ①20年、30年先の三重県農業を取り巻く状況変化に関するレポートの作成
 - ・ビジョンの前提となる20年、30年先の社会情勢（全国および県内の人口、年齢構成、産業構造等）についての調査
 - ・20年、30年先の稲作および野菜に関する情勢についての調査（基盤整備に関することを含む）
 - ・調査結果をふまえたレポートの提出
 - ・会議等への活用に向け、令和8年7月31日（金）までに提出すること（A4判8ページ以上を想定、別途1ページに概要をまとめること）
- ②ビジョン策定に向けたヒアリング・アンケートの実施および先進事例の調査
 - ・生産力強化および販路拡大等、ビジョン策定につながる内容とすること
 - ・ヒアリング・アンケートは委員以外の県内農業経営者・団体等を対象とすること（野菜に関するヒアリング・アンケート60件以上を想定）

- ・先進事例の調査は先進的・革新的な新たな取組や挑戦的な取組の事例とし、複合経営やスマート農業技術など、県内外問わず幅広い事例の収集に努めること（稲作に関する先進事例を平地と中山間地それぞれ 10 事例以上、野菜に関する先進事例を 10 事例以上想定）
- ・先進事例の調査は、三重県と協議のうえ、目的や取組内容、取組状況、写真・イメージ図、支援制度の活用等についての調査に努めること
- ・ヒアリング・アンケート結果の分析、課題等の整理、先進事例のとりまとめ
- ・ビジョンの策定に向け、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに提出すること
（ヒアリング・アンケートについては A 4 判 8 ページ以上、先進事例の調査は 1 事例あたり A 4 判 1 ～ 2 ページを想定）

（４）稲作についての「三重の未来農業ビジョン（仮称）」（案）の作成

稲作部会の会議での検討をふまえて、稲作についてのビジョンを作成する。

本ビジョンは農業の未来像（20 年、30 年先）からバックキャストし、先進的・革新的な新たな取組、挑戦的な取組をとりまとめるもので、会議における意見や課題等を整理・分析したうえで、以下の事項を含むビジョンを作成する。

なお、平地と中山間地では取り巻く環境や課題が異なることから、それぞれで作成する。

- ・三重県の水田農業、特に稲作の現状・課題を整理し、気候変動や社会情勢など 20 年、30 年先の農業情勢の予測および会議での検討をふまえ、三重県と協議し、三重県における水田農業（特に稲作）の未来像を示すこと
- ・未来像や会議での意見、課題等を整理・分析したうえで、必要な先進的・革新的な新たな取組、挑戦的な取組を示すこと
- ・未来像と先進的・革新的な新たな取組、挑戦的な取組については、ビジョンの別添として 1 枚にまとめた未来図を作成すること（平地と中山間地それぞれで作成する）
- ・ビジョンの素案（未来図含む）は、稲作部会の開催 10 日前までに提出すること
- ・素案は三重県と協議のうえ稲作部会および本会議に提示し、委員等からの意見や提案をとりまとめ、令和 9 年 3 月 26 日（金）までにビジョンを提出すること
（ビジョンは未来図を含めて A 4 判 7 ページ以上を想定、うち未来図は平地と中山間地それぞれ A 4 判 1 枚にまとめること）

（５）業務完了報告書の作成

- ・業務で実施した内容の業務完了報告書
- ・使用した資料および概要を記録

5 業務実施上の条件

- （１）本業務の遂行に当たっては、三重県との連絡を密にとるように努め、十分な協議を行い、本委託業務が効果的に進められるように留意すること。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡の取れる体制を確立すること。

- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物および版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物および版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容および納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権および著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

7 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部担い手支援課農業活性化推進班
担当：鈴木、中村
電話：059-224-2016 FAX：059-223-1120
E-mail：ninaite@pref.mie.lg.jp